

**函館市地域おこし協力隊員（二地域居住等コーディネーター）
募集・選考および活動支援業務 委託仕様書**

1 業務名

函館市地域おこし協力隊員（二地域居住等コーディネーター）募集・選考および活動支援業務

2 目的

二地域居住は、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方であり、二地域居住者の誘致は、担い手の確保や消費拡大、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出および関係人口の拡大など人口減少に伴う地域課題への有効な対策となる。

函館市は、歴史や文化をはじめ景観、食、快適な気候、交通の利便性など多くの魅力を有しており、近年では猛暑の影響により夏季の避暑地として注目されており、二地域居住先として多くの人から選ばれる可能性を有している。

しかしながら、住まいをはじめとする二地域居住者の受入体制については、十分に整備されているとは言い難い状況にあるため、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を活用し、二地域居住者等に対する住まい・仕事確保の支援および地域コミュニティへの参加促進に取り組むものである。

本委託業務は、隊員としてふさわしい適切な人材を募集・選考のうえ採用し、一定の成果を上げることが出来るよう必要な支援を行うことにより、隊員による効果的で円滑な活動を通じて、函館市への二地域居住の促進ひいては移住の促進に資する取組みを推進することを目的としている。

3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 委託業務の内容

受託者は「函館市地域おこし協力隊の設置に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、以下の事業を実施する。

（1）募集

- ア 隊員を選考するための具体的な募集条件等を設定すること。
- イ 募集対象者の関心を喚起する求人票を作成すること。
- ウ 募集対象者に応募してもらえるよう工夫してPRを行うこと。
- エ 募集する隊員の人材像は委託者と受託者で協議して定める。

オ 地域おこし協力隊の基本的な条件等は以下のとおりである。

(ア) 募集人員 1名

(イ) 勤務地 函館市内

(ウ) 要件

要綱第3条に掲げる要件を全て満たす者で、かつ「5 隊員の活動内容」に意欲的に取り組み、当該活動を通じて一定の成果を出すことが期待できる者

(エ) 活動に係る条件

形態：委託者と隊員の間には雇用関係のない「委嘱」とし、受託者と隊員との間で雇用契約を締結すること。

委嘱期間：委嘱の日から令和9年3月31日まで

※委嘱の日は令和8年10月1日を目途とする。

※委嘱期間は最初の委嘱の日から3年を超えない範囲で延長できる。

報償費月額：【目安】217,477円（期末・勤勉手当は別途支給）

※上記の額は、市会計年度任用職員に準じて積算した目安である。

※報償費、手当等の額は委託者と受託者の協議により定める。

活動時間：おおむね週32.5時間

※受託者の業務を行うための勤務時間を追加して雇用することも可能だが、当該部分に係る人件費は受託者の負担となる。

(2) 選考

ア 書類審査および面接審査を通じ、適切な選考を行う。

イ 必要に応じて応募者からの相談に対応し、ミスマッチ解消に努めること。

ウ 面接審査等には必要に応じて委託者を同席させること。

エ 最終面接審査には、委託者を同席させること。また、最終的な合否は委託者と受託者の協議により決定する。

オ 最終面接審査後に、委嘱予定者の従事開始時期の調整を行うこと。

(3) 隊員の活動支援

「5 隊員の活動内容」に記載されている隊員の活動の管理、サポート、環境整備を実施する。

ア 隊員の活動計画の作成

隊員の経験や知識、スキル等を活かし、目標を設定し、その達成に向けた効果的な実施内容や具体的な活動計画を隊員と一緒に作成すること。

イ 隊員の活動に必要なサポートを行うこと。

(ア) 活動の進捗管理および活動実施サポート

a 週に1回以上、定例ミーティングを開催すること。また、委託者の担当者を含め月に1回以上ミーティングを開催すること。

b 定例ミーティング以外でも隊員との連絡を取り合い、問題発生時には直ちに解消に取り組むこと。

c 業務外の隊員の生活に関するサポートも実施すること。

ウ 隊員の報償費および活動に必要な経費等を適切に支出すること。

(4) 報告書の作成

業務内容を取りまとめた報告書を作成し提出する。

ア 活動実績書

受託者は、別に定める活動内容を記載した活動実績書を一月単位で隊員から取りまとめ、翌月10日までに市長に報告する。

イ 実績報告書

受託者は、委託期間の終了後、速やかにすべての業務の内容を取りまとめた実績報告書を作成し提出する。

5 隊員の活動内容

隊員は、以下の項目について、二地域居住者やその希望者および移住希望者の相談対応を行う。なお、活動内容は隊員の募集の前に委託者と受託者が協議して確定させることとする。また、活動にあたっては市が移住相談対応を委託しているまちづくりセンターの移住サポートセンターおよび市が委嘱している函館市移住サポーターと連携すること。

(1) 住まいの確保の支援

ア 二地域居住や移住の希望者が求める不動産物件の掘り起こし・情報収集

イ 二地域居住や移住の希望者への不動産事業者等の紹介

ウ 二地域居住や移住の希望者への現地案内

エ 居住体験プログラムの検討

(2) なりわい（仕事）確保の支援

ア 二地域居住希望者が従事できる兼業・副業情報の収集

イ 学校・学童・保育所の短期入学・入園プログラムの検討

(3) 「コミュニティ」への参加促進

ア 地元住民や地元企業・団体等が主催するイベントの情報収集

イ 地域住民や地元企業・団体等との交流イベント開催の検討

(4) その他

ア 二地域居住者およびその希望者への情報発信方法の検討

イ 市内に居住する二地域居住者との人脈づくり

6 成果品（報告書）

（1）実績報告書

ア 冊子1部

イ 電子データを記録した電子媒体

なお、電子データはエクセル、ワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるものおよびPDFファイルとする。

ウ メディア露出した記事・映像について報告書に記載すること。

エ 納品する電子データについては、ウイルスチェック対策ソフトにより検査したうえで納品すること。

オ 納品場所は、函館市企画部移住・人口減担当とする。

7 業務上の留意事項

- （1） 受託者は、当該事業を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）を遵守しなければならない。
- （2） 受託者は、委託業務の処理上知り得た個人情報その他委託業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。
- （3） 本業務で得たすべての成果品については、本市に帰属するものとし、第三者に譲渡、貸与または公表してはならない。
- （4） 本業務の実施にあたっては、本仕様書の定めるところによる。それらに定めのない事項については、市と受託者において協議のうえ決定する。
- （5） 当該業務の遂行にあたっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は委託者と常に密接に連絡を取り、相互に理解し業務を進めること。